

介護保険負担限度額認定の手続きについて

介護老人保健施設入所、短期入所を利用する方の食事・部屋代については原則、ご本人による負担となりますが、申請により低所得の方については、食事・部屋代の負担軽減があります。詳しくは、ご本人の管轄の市役所へお問合せください。

認定要件について

- ① 本人・同一世帯の家族全員が市民税非課税であること
- ② 配偶者が市民税を課税されていないこと（世帯が同じかどうかは問わない）
- ③ 預貯金等が一定額以下であること（下記表参照）

対象者	預貯金等の資産要件
本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	配偶者がいる方【合計2,000万】 配偶者がいない方【1,000万】
本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	配偶者がいる方【合計1,650万】 配偶者がいない方【650万】
本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	配偶者がいる方【合計1,550万】 配偶者がいない方【550万】
本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	配偶者がいる方【合計1,500万】 配偶者がいない方【500万】
第2号被保険者（40歳以上65歳未満）	配偶者がいる方【合計2,000万】 配偶者がいない方【1,000万】

負担額一覧表（1日当たりの利用料）*申請により段階が決まった方は、負担額が下記になります。

区 分	食 費	ユニット型個室	従来型個室	多床室
第1段階	300	880	550	0
第2段階	390			430
第3段階①	650	1,370	1,370	430
第3段階②	1,360			

※ 提出書類・申請方法・提出期限については、ご本人の管轄の市役所へお問合せください。